

# ロシア

## 進むか？ 通関手続き簡素化

ジェットロ モスクワ事務所 齋藤 寛

政府は「税関行政改革」に取り組んでいる。貿易・通関に係る投資環境改善が狙いだ。だが現状、貿易事業者にとってはこれが必ずしも利便性の向上にはつながっていないようだ。事業者からこの改革が評価されないのはなぜか。

### 税関行政改革への事業者の評価は…

連邦税関局は、通関に必要な書類数の削減、電子通関申告の義務化、事前申告システム、通関申告書の自動登録・リリース技術などの導入などを図っている。これは、2012年に策定された「税関行政改革ロードマップ」(本誌本欄13年8月号p.62参照)に則して実行されており、当局はその改革の成果を強調している。

同改革に対するビジネス界の評価はいまだに低い。世界銀行のビジネス環境調査「Doing Business」17年版でも、ロシアは総合順位で190カ国・地域中第40位と、12年の第120位から急激にランクを上げている。一方で、貿易手続きについては第140位と、依然として低評価だ。日本経済団体連合やジェットロが実施するビジネス環境に関する調査においても、貿易・通関手続きの煩雑さがビジネスの円滑化を妨げる主要な要因一つとして挙げられている。ジャパクラブ通関委員会<sup>注1</sup>が在ロシア日系企業を対象に実施した「2016年度 通関問題に関するアンケート」(16年7~8月に実施)では、回答企業の約4割が税関の取り組みを評価し、その多くが「通関リードタイムの短縮化」を理由に挙げている。だが残り6割以上の企業は「評

価しない」「分からない」と回答している(表1)。

税関と貿易事業者との間で評価が異なるのはなぜか。WTO加盟国であるロシアの法制度を見る限りでは、大枠は日本と大差ない。問題は運用にある。税関行政改革の取り組みが評価されないのもやはり運用方法に一因があるといえよう。通関時に輸出入業者が提出を求められる書類数について、連邦税関局は最も少ない場合、輸出で7種類から3種類に、輸入で13種類から5種類にまで削減したとしている。貨物の種類によっては追加書類が必要となるが、それでも輸出で平均6種類、輸入では8種類である。しかし実際には、通関申告書の記載内容の正当性を主張し、税関側の疑いを払しょくするためには、法令に記載された書類の実に3倍の量が求められるようだ。課税標準価格については、税関側は親会社・子会社間の取引価格には、何らかの意図が働いているという疑念を持つことが多い。従って、税関職員が申告価格の正当性を税関当局に説明できるよう、貿易事業者は税関にとって十分な情報を含む分かりやすい文書を提出する必要がある。

また、14年以降の不景気による貿易取引額縮小に伴う関税収入の落ち込みも、提出書類を多くさせる理由の一つ。通関申告1件1件からの徴収を強化しようという動きが見られる。税関による執拗な追加文書提出、課税標準価格の引き上げ、税率の高いHSコード分類への強制的修正といった要求がエスカレートしている。こうした要求に対応・反論すべく、貿易事業者の書類作成負担はむしろ増している。

制度運用上の問題は書類だけにとどまらない。利便性向上を狙って導入された制度が、十分奏功しないケースもある。税関当局がビジネス事情を把握していないことが原因だ。例えば、11年に導入された認定事業者(AEO)制度。対象者は輸出入事業者のみで

表1 過去5年間の税関行政改善に向けた取り組みに対する評価

項目	回答※
大きな改善あり、高く評価	6%
一定の改善あり、ある程度評価	31%
あまり改善みられず、それほど評価出来ない	23%
取り組みが不十分、全く評価できない	6%
ロシア側の取り組みについて十分な情報なく、どちらとも言えない	29%
不明・該当せず	6%

※回答社数は35社  
 出所：ジャパクラブ通関委員会「2016年度通関問題に関するアンケート調査結果」

資格者は156社<sup>注2</sup>にとどまる。

利用者が少ない理由は何か。AEOは1カ月分の通関申告や関税・VATの支払いを翌月10日までにまとめて行うことができ、通関申告前に貨物リリースできるというメリットがある。一方、通関手続きを先送りする場合、輸入に伴う関税・VATの支払いが終わらない限り、これらの支払いに関する証左が得られない。輸入した貨物の仕入価格確定など毎月の経理・会計処理などに支障が生じ、実務上の手続きが煩雑になるのである。このため、輸入した製品をそのまま生産品に組み込む工場・サービスセンターなどではさほど問題とはならないが、完成品を輸入販売する事業者にとっては活用が難しくなるようだ。

長期保税倉庫についても、同様のことがいえる。保税制度をうまく活用した企業は、ロシア国内に持ち込んだ製品の出荷を需要に応じて調整することが可能となり、関税・VATの支払いを留保することで資金繰りも改善するため、活用したいと考える日系企業は多い。しかしながら100カ所以上ある長期保税倉庫は、利用料が高すぎるため、実際に利用している日系企業は耳にしない。そもそもロシアは「欧州と比べて倉庫代が高額」(日系物流会社)との事情もあるが、オペレーション上の問題もある。保税倉庫の貨物は税関管理下にあるため、貨物の出し入れには税関の許可が必要だ。また、税関検査が発生した場合には迅速な対応も必要となる。従って、税関ポストが近くにない長期保税倉庫は、作業上の不都合が多い。法令では立地場所に関する要件はないため企業が利用しやすい場所に立地させることは可能だ。だがそのためには、費用をかけて税関ポストを誘致する必要も生じ得る。

### 税関当局との対話が肝要に

上述のとおり、税関当局と貿易事業者との意思疎通が十分図れているとはいえない。このため、両者間の対話は重要だ。前出のアンケート調査を見ても、税関当局とのコミュニケーションの円滑化を望む声は多い(表2)。この点では、在ロシア欧州ビジネス協会(AEB)の通関・運輸委員会の取り組みが参考になる。同委員会は毎月定例会を開催し、活動の進捗や喫緊の問題に関する情報共有を行っている。ロシアの法律家が参加し、ロシアやユーラシア経済連合の税関・通関に係る

表2 税関・通関関連機関への具体的な改善要望事項 (複数回答)

項目	回答※
税関当局への照会・回答期間の短縮化、回答期限厳守、応対品質向上、eメールによる照会手段採用	51%
税関ポストごとに異なる書類要求・判断の統一化	49%
課税標準価格修正要求に当たり、貨物リリースを優先し、価格証明を事後とする方式の導入	43%
サンプル品・中古品の輸入の簡素化・必要書類の削減	43%
関税・VAT還付手続きの簡素化(還付に要する期間の短縮化・ルールの明確化)	40%
課税標準価格の事前照会制度の導入	37%
英語による提出文書の受領	34%
通関事業者による関税・VAT立て替え払いの許可・簡素化	31%
再輸出手続きの簡素化・ルールの明確化	26%
無償輸入の許可範囲の拡大・ルールの明確化	26%
英語による税関・通関関連法制度に関する情報発信	26%
事後調査・抜打検査頻度の削減・背景説明の徹底・ルールの明確化	20%
税関検査実施後の貨物の原状復帰の徹底	17%
低税率HSコードへの修正手続きの簡素化・ルールの明確化	14%
GOST-R、CU-TRなど規格・認証対象品目数の削減・証明書取得の簡素化	14%
自発的な税関申告内容修正に伴う罰則の免除	14%
通関関連書類の紛失防止策の徹底	11%
ATAカルネなど一時輸入手続きの簡素化・必要書類の削減	11%
認定事業者(AEO)資格取得に向けた保証金の引き下げ/要件の簡素化	11%
長期保税倉庫の保証金の引き下げ・要件の簡素化・利便性の向上	3%
通関事業者に対する罰則の軽減	3%
その他	6%

※表1に同じ  
出所：表1に同じ

法制度をモニタリングしているため、事業者にとって不都合な法令・法案に対する修正・改善要求があれば、具体的にどの法令のどの表現をどのように直すべきか関係当局に提案できる。また新法案策定の際には、同委員会関係者がパブリックコメントや公聴会に参加し、ビジネス界の意見を反映させることに注力している。

16年12月にベラルーシを除く4カ国で署名されたユーラシア経済連合による新関税基本法では、ビジネス界の意見が多く取り入れられた。具体的には、課税標準価格に関する事前教示制度の導入やAEO対象者の拡大(通関事業者、保税倉庫所有者、輸送事業者にも適用)、段階的な保証金引き下げといった改善が図られている。ロシア政府も、海港における税関や港湾事業者を含めた総合的な貿易環境改善を図る試験プロジェクトを実施している。ジャパクラブ通関委員会としても、税関行政改革が貿易事業者にとって意味のあるものとなるかについてモニタリングを行い、不十分であれば改善提案を働き掛けていきたい。

注1：在モスクワ日本商工会ジャパクラブの商工部会における分科会の一つ。事務局はジェットロ。定期的な日系企業同士の情報交換会をはじめ、税関当局やAEBなどのビジネス団体との意見交換会開催、通関問題アンケートなどを実施している。

注2：17年1月11日時点。ロシア全体の数でステータスが有効なものに限る。うち日系企業は2社(ともに製造業)。